

令和6年度奈良県公立学校教員採用候補者選考試験について

(令和4年11月15日発表)

1次試験の全て免除について

- ・ 県費任期付教職員については、県費常勤講師と同じ条件で1次試験の全てを免除します。
※1年の任期で任用され、自己都合以外の理由により勤務実績が1年未満となった場合も、1次試験の免除対象とします。

(1次試験が免除となる例)

R3.4.1からR4.3.31の勤務	R4.4.1からR5.3.31の勤務	R5.4.1からR6.3.31の勤務(予定)
県費任期付教職員	県費常勤講師	県費常勤講師
県費常勤講師	県費任期付教職員	県費任期付教職員

教職教養の免除について

- ・ 以下のどちらかの条件を満たす人は、教職教養を免除します。
 - ① 県内公立学校で補充講師、市町村費常勤講師、又は県費常勤講師として、平成30年4月から令和5年3月31日までの5年間、通算36月以上の勤務実績を有する人、もしくは平成30年4月から令和5年3月31日までの5年間で通算24月の勤務実績を有し、令和5年4月から任用予定が1年間の補充講師、市町村費常勤講師、又は県費常勤講師として勤務している人。
 - ② 国立及び公立学校(奈良県以外)の現職教諭、又は私立学校の正規の現職教員で令和5年3月31日現在24月以上の勤務実績(育児休業・休職・停職の期間は除算)を有し、令和6年3月31日までは現職で、同年4月1日から奈良県で公立学校教諭として勤務することができる人。

教科専門の免除について

- ・ 以下の条件を満たす人は、教科専門を免除します。
 - ① 令和3年4月から令和5年3月31日まで連続して24月、県内公立学校で補充講師、市町村費常勤講師、又は県費常勤講師として勤務し、令和5年4月から引き続き県内公立学校で任用予定が1年間の補充講師、市町村費常勤講師、又は県費常勤講師として勤務している人。なお、市町村費常勤講師にあっては、小学校の学級担任、又は中・高等学校の教科担任をしていた(いる)人、養護教員や栄養職員として勤務していた(いる)人に限ります。

(教科専門が免除となる例：小学校)

R3.4.1からR4.3.31の勤務	R4.4.1からR5.3.31の勤務	R5.4.1からR6.3.31の勤務(予定)
補充講師	県費常勤講師	県費常勤講師
県費常勤講師	市町村費常勤講師(学級担任)	市町村費常勤講師(学級担任)

教科専門(英語)の免除基準について

- ・ 中学校・高等学校英語受験者で、教科専門を免除する人の基準は以下のとおりとします。
 - 実用英語技能検定(日本英語検定協会) 準1級以上
 - TOEFL(国際教育交換協議会) iBT 80点以上
 - TOEIC(国際ビジネスコミュニケーション協会) L&R/TOEIC S&W 1560点以上※TOEIC L&R/TOEIC S&Wについては、TOEIC S&Wのスコアを2.5倍にして合算したスコアで判定します。また、IPテストは除きます。